

# 岐阜県後期高齢者医療広域連合からののお知らせ

## 保険証（後期高齢者医療被保険者証）が新しくなります

後期高齢者医療の保険証は、岐阜県内の市町村にお住まいの75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。**8月からは、7月中旬頃に郵送する新しい保険証をご使用ください。**

### 《7月31日まで・薄い青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和5年7月31日
後期高齢者医療被保険者証	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
有効期限	令和5年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

### 《8月1日から・薄い赤色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和6年7月31日
後期高齢者医療被保険者証	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
有効期限	令和6年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

変わります  
色が

有効期限をご確認ください

※保険証は、お住まいの市町村より簡易書留で郵送します。お手元に届くまで最大2週間程度かかることがあります。

## マイナンバーカードと保険証の一体化について

**2024(令和6)年秋以降、新規の保険証は発行せず、マイナンバーカードと保険証が一体化される予定です。マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下の2つの準備をお願いします。**

### ① マイナンバーカードを申請

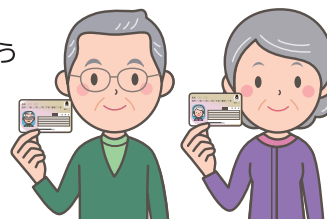
■ 申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

### ② マイナンバーカードを保険証として登録

■ 利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関や薬局の受付で行う



### マイナンバーカードの保険証利用のメリット

- ① データに基づく最適な医療が受けられます
- ② 転居等による保険証の切り替えや更新が不要になります
- ③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払が免除されます

### マイナンバーカードをなくしたり、手元にない場合

2024(令和6)年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。

後期高齢者医療制度は、岐阜県内すべての市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と連携して運営しています。

## 令和5年度の保険料について

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、令和5年度の保険料は、令和4年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬頃に、お住まいの市町村より「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

均等割額	+	所得割額 被保険者の所得 ※1 × 8.90%	=	年間保険料 (100円未満切捨て) 限度額66万円
46,023円				

※1 前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は、基礎控除額が少なくなります。

◎以下に該当する方は、保険料が軽減される場合があります。

- ① 同じ世帯の被保険者と世帯主の、前年所得の合計が少ない方  
→ 所得に応じ、均等割額の7割、5割又は2割が軽減されます。
- ② 後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、被用者保険※2の被扶養者であった方  
→ 所得割額がかかりません。また、加入後2年経過する月まで、均等割額の5割が軽減されます。



※2 協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、船員保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

## 保険料の納め方について

保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2つの方法があります。

特別徴収 (年金からのお支払い)	●年金の受給額が年額18万円以上の方 (介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方) 年金から保険料をお支払いいただきます。
普通徴収 (口座振替や納付書でのお支払い)	① 特別徴収の要件に該当しない方 ② 75歳になったばかりの方や、他市区町村から引っ越したばかりの方 □ 口座振替や市町村から送付される納付書により保険料をお支払いいただきます。 <b>保険料の納め忘れが無く便利で安心な口座振替をご利用ください。</b> <b>口座振替を希望される場合は、お住まいの市町村担当窓口にお問い合わせください。</b>

## 保険料の納付が困難な方へ

災害や事業の廃止、失業などにより、保険料の支払いが困難な場合は、お早めにお住まいの市町村担当窓口にご相談ください。保険料が減免となる場合があります。

## ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診について

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として「ぎふ・すこやか健診」を、歯や口の健康を維持することを目的として「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施しています。**健康な毎日を送るため、年に1回受診しましょう。**詳しくは、お住まいの市町村担当窓口にお問い合わせください。